

令和元年第4回津南町議会定例会会議録

(12月13日)

招集告示年月日		令和元年12月3日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和元年12月11日午前10時06分			閉会	令和元年12月13日午後2時39分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	村山道明	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	恩田稔	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	栞原洋子	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番			14番	吉野徹	応・出	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小林武	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会長			教育委員会教育次長	上村栄一	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	会計管理者	板場康之	○	
	総務課長	村山詳吾	○	病院事務長	根津和博	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○				
職務のため出席した者の職・氏名	議会事務局長	高橋昌史		議会事務局班長	石田剛士		
会議録署名議員	2番	小木曾茂子		8番	石田タマエ		

## 〔付議事件〕

(12月13日)

- |       |  |   |
|-------|--|---|
| 日程第1  | 諮問第1号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                                    |
| 日程第2  | 同意第1号  | 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について                           |
| 日程第3  | 同意第2号  | 津南町教育委員会委員任命の同意について                                 |
| 日程第4  | 同意第3号  | 監査委員の選任同意について                                       |
| 日程第5  | 議案第46号   | 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第6  | 議案第47号   | 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第7  | 議案第48号   | 津南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第8  | 議案第49号   | 津南町保育所条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第9  | 議案第50号<br>議案第51号<br>議案第52号<br>議案第53号<br>議案第54号<br>議案第55号<br>議案第56号<br>議案第57号 | 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                   |
| 日程第10 |  | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                |
| 日程第11 |  | 令和元年度津南町一般会計補正予算（第7号）                               |
| 日程第12 |  | 令和元年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第13 | 議案第54号   | 令和元年度津南町介護保険特別会計補正予算（第3号）                           |
| 日程第14 | 議案第55号   | 令和元年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第2号）                           |
| 日程第15 | 議案第56号   | 令和元年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第16 | 議案第57号   | 令和元年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第17 | 選挙第6号  | 津南町選挙管理委員会委員の選挙                                     |
| 日程第18 | 選挙第7号  | 津南町選挙管理委員会委員補充員の選挙                                  |
| 日程第19 | 発議案第4号   | 議会広報特別委員会の設置について                                    |
| 日程第20 | 請願第4号  | 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書         |
| 日程第21 | 発議案第5号   | 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について            |
| 日程第22 | 請願第5号  | 免税軽油制度の継続を求める請願書                                    |
| 日程第23 | 発議案第6号   | 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について                             |
| 日程第24 | 発議案第7号   | 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議                                  |
| 日程第25 |  | 議員の派遣について   |
| 日程第26 |  | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について                                |

## 議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

#### 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（吉野 徹）

諮問第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人権擁護委員を 6 期 18 年お勤めいただきました渡邊トシ氏が令和 2 年 3 月 31 日をもって任期満了を迎え、本人の意向で勇退されることになり、後任として、津南町船山の小林幸枝氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の御意見を求めるものでございます。小林氏の略歴は参考資料のとおりでございますが、人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると考えております。令和元年 12 月中に法務大臣に推薦を行う必要がございますので、議会の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

諮問第 1 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

諮問第 1 号について採決いたします。

採決は先例に従い、起立採決によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦について、小林幸枝さんを適任とすることに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、諮問第 1 号について、小林幸枝さんに対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

## 日 程 第 2

### 同意第1号 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

議長（吉野 徹）

同意第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本町固定資産評価審査委員会委員の大澤隆氏が令和元年12月24日をもって5期15年の任期満了を迎えることから、再度選任したいので議会の同意をお願いするものでございます。大澤氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、人格、識見ともに適任者と考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第1号について採決を行います。

採決は先例に従い、無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員は12名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、久保田等議員、9番、村山道明議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じ順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数 12 票。内、有効投票 12 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 12 票、反対 0 票。

以上のとおり全員賛成です。よって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

### 日 程 第 3

#### 同意第 2 号 津南町教育委員会委員任命の同意について

議長（吉野 徹）

同意第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本町教育委員会委員の宮澤清氏が令和元年 12 月 20 日をもって任期満了を迎えることから、再度任命したいので議会の同意をお願いするものでございます。宮澤氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、人格、識見ともに教育委員として適任者であると考えておりますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 2 号について採決を行います。

採決は先例に従い、無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員は 12 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番、関谷一男議員、10 番、恩田稔議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じ順次投票をお願いします。

—（投票の実施）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数 12 票。内、有効投票 12 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 4 票、反対 8 票。

以上のとおり賛成少数です。よって、同意第 2 号は同意しないことに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

## 日 程 第 4

### 同意第 3 号 監査委員の選任同意について

議長（吉野 徹）

同意第 3 号を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって草津進議員の退場を求めます。

—（草津進議員退場）—

提案理由の説明を求めます。

町長（桑原 悠）

監査委員吉野徹氏が令和元年 11 月 9 日をもって任期満了となったことから、後任に草津進氏を選任したいので議会の同意をお願いするものでございます。草津氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、人格、識見ともに監査委員として適任者であると考えておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 3 号について採決を行います。

採決は先例に従い無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は 11 名であります。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番、桑原義信議員、11 番、栞原洋子議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数 11 票。内、有効投票 11 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 9 票、反対 2 票。

以上のとおり賛成多数です。よって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

草津進議員の入場を許可いたします。

—（草津進議員入場）—

草津進議員に告知いたします。同意第 3 号は、同意することに決定しました。

## 日 程 第 5

**議案第 46 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について**

議長（吉野 徹）

議案第 46 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和2年3月31日限りで新発田地域老人福祉保健事務組合が新潟県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、新潟県市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第46号について採決いたします。

議案第46号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

### 議案第47号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第47号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、本年度職員の給与水準改定について所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 47 号について採決いたします。

議案第 47 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 7

### 議案第 48 号 津南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 48 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が発出されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、教育次長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 48 号について採決いたします。

議案第 48 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 3 名）—

賛成多数です。よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 8

### 議案第 49 号 津南町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 49 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和元年度末をもって中津保育園が閉園することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

私も中津の一員として、この中津保育園がなくなるのに対しては反対です。地域から若者がいなくなり、本当に寂れていく。保育園をなくさないでほしいという声がたくさんあるなかでの統合ではなかったのでしょうか。どういう経過で統合に至ったのか、教えてください。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

昨年、平成 30 年度から統合説明会を各地で開催しまして、当然、平成 30 年度の 8 月から中津地区にも御説明をさせていただきました。説明会につきましては、8 月と今年の 1 月に開催させていただきました。最後、今年の 9 月議会が終わりまして、地域の説明会に出向いたわけでございます。最後の説明会で若干「地域からなくしてほしくない。」という御意見をいただいたところでございますけれども、特に中津保育園の父母の会の皆様におかれましては、平成 30 年 11 月にひまわり保育園へ統合することについて、父母の会として了承したということで御報告がありました。父母の会につきましては、当然、年度が変わりますと父母の会のメンバーも変わりますので、今年の年度初めに父母の会の総会におきまして、もう一度意思確認をしたところでございます。今年の 9

月におきましても、もう一度父母の会に集まっていただいておりますところ、父母の会としても統合に向けて全員賛成しているという意思確認をいただきました。地域から反対の声は若干あったのですが、父母の会も了承しているということで、我々は統合ということで進めさせていただいているところでございます。

議長（吉野 徹）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

私も地域のいろいろなかたとお会いしまして、本当に保育園がなくなることに対しては、困ったものだという声はたくさん聞かされております。やっぱり園児たちがその地域を散歩するのを地域の人たちは本当に楽しみにしているのです。この10月の初め頃ですか、私たちの集落の神社に園児たちが保育士さんと共にシートを敷いて遊んでいる姿がありました。そういう姿がなくなるのですよね。昨日の答弁の中でも「郷土愛を育む保育」ということを言われましたが、そこに定住することは、やっぱり子どもたちが地域の中で育てこそ、またそこに定住できるのではないのでしょうか。地域から学校がなくなり、保育園もなくなっていく。若者の子育て世代がその地域からどんどん離れていくというのは、本当に現状ではないのでしょうか。

終わります。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

私は、今回の中津保育園の改正については異議はないのですが、この新旧対照表によりますと、北部保育園三箇分園、こぼと保育園津南原分園がそのまま残ったようなかたちになりますけれども、これを残す意義があるのでしょうか。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

二つの園について御質問でございます。今現在、それぞれ町の備品等を管理しておる状況でございます。そちらにつきましては、今後そのままいくのか、それとも、そこを空けて、また新たな別の施設として使うのかというところもいろいろ検討しなければならないと考えております。今、ここを例えば閉園にしてしまうと、いわゆる補助金返還というのが生じまして、今一旦休園して、町が使う施設として活用させていただいているところでございます。

議長（吉野 徹）

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

そうしますと、その補助金の関係で帳簿上残しておくというような理解でいいのでしょうか。

議長 (吉野 徹)

教育次長。

教育次長 (上村栄一)

そういった切ない部分もあるのですが、今、実際に三箇保育園は、観光設備の備品等を入れておりまして、そういった活用として非常に重要な施設となっております。今後、またそういった観光備品庫のような施設がどうなるか、先行きは不透明なのですけれども、取りあえず一時的に活用しているということで御理解いただきたいと思います。

議長 (吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

11番、栗原洋子議員。

(11番) 栗原洋子

保育園、分園の件ですけれども、津南原のほうにも教育関係の備品がたくさん入っているわけです。それを旧中津小学校のほうに移されるのかどうか。その後の利用も全く聞いていないのですけれども、そちらの確認をします。

議長 (吉野 徹)

教育次長。

教育次長 (上村栄一)

現在、旧津南原保育園と旧津南原小学校に、実は教育委員会関係の備品が収蔵されているわけですが、今、旧中津小学校、今、埋蔵文化財センターということで工事中でございます。その工事が終わりますと、また新たな収蔵施設というものを建設したいという構想があるなかで、そういった収蔵施設が完成した暁には移せるのかなという見通しで考えております。

議長 (吉野 徹)

11番、栗原洋子議員。

(11番) 栗原洋子

津南原も三箇もそうですけれども、そして、中津保育園が統合することで、またそちらのほうも空くわけです。統合してもらうのは良いですけれども、やっぱり後の利用ですね。それをしっかり早めに方向を出していただかないと、地域の人も本当に空っぽの保育園を見ているのは切ないものだと思いますので、是非そのところをよろしくお願ひしたいのですが。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

議員おっしゃるとおりだと思います。今から活用の話を早く検討してということなのですが、私ども町と言いますか、津南町空き校舎・空き保育園利活用検討委員会という組織があるのですが、こちらは、空いた施設については、まず地域のためにとという基本的な考えがありますので、地域の皆さんでまず考えていただくというところを第一前提で進めていければと考えております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 49 号について採決いたします。

議案第 49 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 3 名）—

賛成多数です。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 9

議案第 50 号 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

## 日 程 第 10

議案第 51 号 津南町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 50 号及び議案第 51 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 50 号から議案第 51 号まで一括して御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年 4 月 1 日から地方公共団体に会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与や勤務時間、休暇等に関わる作業を定め、これに伴う関連条例の整理を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

9番、村山道明議員。

（9番）村山道明

条例の中身は大体分かりましたけれども、一つだけ確認しておきたいのは、この度のパートタイムとフルタイム、フルタイムのほうの職員の給料表ですね。給料表の中に該当するということですので、例えば、今回の改正で給料表の行政職一般職員になるわけですが、別表1の中の最高額のかたと最低額のかたは、給料表のどの号給に該当するのかということと、公民館長も会計年度任用職員になると思うのですが、どの給料表のどこに該当する予定であるのかを確認させていただきたいのです。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

どこに該当させるかということでございますけれども、まず、今年の給料の年額がございますので、それを下回らないように月額を定めようと思います。まずはその辺、だれをどこに該当させるかというのは今細かい作業中でございますが、今年度の給与水準より下がらないような配慮はしたいと考えております。

議長（吉野 徹）

9番、村山道明議員。

（9番）村山道明

平均的な、上下を取った真ん中辺りは、どの給料表に大体該当する見込みですか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

いろんな職種がございますが、例えば一般事務臨時職員は、（行政職給料表の）1級の1号給を想定してございます。公民館長につきましても、この給料表に該当するような予定にしております。

議長（吉野 徹）

1番、滝沢議員議員。

(1 番) 滝沢元一郎

今、村山議員から質疑がありましたので分かりましたが、一つは、会計年度任用職員、約 130 人いらっしゃるというお話でしたので、そこに項目がありますが移行後の会計年度任用職員の内訳を教えてくださいたいと思います。

もう一つ、今回、第 1 回目は下回らないようにということなのですが、今度、上がるとかそういった基準はどのような感じでやっていくのでしょうか。

その 2 点をお聞かせいただきたいと思います。

議長 (吉野 徹)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

職種ごとの人数ということでしょうか。 — (滝沢議員「例えば、指導員、事務補助、保育士、調理員、用務員、学習指導員、何人くらいか内訳は分かりますか。」の声あり。) — 細かい資料は持っていないのですが、現在の数字とほぼ同じような感じとなっておりますので、また改めてお示ししたいと思います。

上がる基準ということですが、年に 1 号ずつ上がるということで考えてございます。

議長 (吉野 徹)

11 番、栗原洋子議員。

(11 番) 栗原洋子

何点かお聞きします。今回の制度の移行なのですが、同一労働同一賃金ということで、国が進める働き方改革の一環なのですが、同一という点で正職員のかたとどこが同一になるのかというのはいっぱいありますけれど、主に給与面、雇用の面、保険の面で、どこが同一になるのかを何点か聞かせてください。

議長 (吉野 徹)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

同一ということで給料表を使うというのは、同じ給料表を使うということで同一の関係でございます。例えば、通勤手当につきましても同一になりますし、時間外勤務手当についても同じようになります。期末手当につきましても支給が予定されてございますし、休日勤務をされたときには休日勤務手当。あと、社会保険は、私ども (人気の定めのない常勤) 職員は共済組合なのですが、今までもおり社会保険ということで、今度はずっと通じての健康保険になります。あと、年次休暇等は今までもありましたけれども、年次休暇につきましても同じ運用を行いますし、夏季休暇という制度につきましても会計年度任用職員にも導入を予定してございます。

主なものは、以上でございます。

議長（吉野 徹）

11 番、栗原洋子議員。

（11 番）栗原洋子

社会保険になるということで、年間通して入るようになるわけですがけれども、今まで6か月雇用でまた更新というか、国民健康保険に入ることがあったのですけれども、では、職員の手は全く煩わさないで町のほうでその手続きはしてくれるということになりますよね。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

今まで年度途中に一度、1か月間国民健康保険ということで社会保険から外れるというかたちでなっていたのですけれども、今度は、会計年度任用期間中は通じて同じ社会保険にずっと入ることになりますので、その切替えの事務等は、御本人の負担も職員の負担もなくなります。

議長（吉野 徹）

11 番、栗原洋子議員。

（11 番）栗原洋子

この任用制度になって一番心配するのは、やっぱり現場の今の正職員のかたへの負担なのです。15分カットということになるのだと思うのですけれども、そうした場合に、本当に今までその15分間、調理員のかた、保育士のかたが、きちんと15分勤めていたわけです。そのかたが一斉に臨時職員がいなくなるわけですから、現場のほうは本当に負担が多くなると思うのですけれども、それは職員のかたからは大丈夫だと聞いていらっしゃるのか。本当に大変なことだと思うのですね、15分カットというのは。ですからそこら辺を。この間、団体交渉を組合のほうともしていらっしゃるそうなのですけれども、そここのところは今の臨時の人たちも心配しています。現場の正職員のかたが本当にいいよということになっているのか、合意が得られているのか、お聞きします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

会計年度任用職員の制度につきましては、まず課長会議等で説明してございますので、それを通じて各職員には情報提供をされていると考えております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

6 番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

9ページの24条の3番について聞きたいのですけれども、期末手当を支給する場合において条件があるのですけれども、前年と任命権者が違った場合に6月以上のパートタイム会計年度任用者とみなされないということで、期末手当は減るという感じなのですか。例えば、任命権者というのと、町長が変わった場合に6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなされなくなるという読み方でいいのでしょうか。

議長 (吉野 徹)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

第24条の3項ということによろしいでしょうか。 — (筒井議員「はい。」の声あり。) — それにつきましては、要するに会計年度なので1年度単位なのですけれども、その前年度から引き続いて当該年度に任命をされた職員が6月以上に至ったときは、パートタイム会計年度任用職員とみなされますので、町長が変わるとかそういうことではなくて、引き続き前年度からの要件も継続して支給要件となるということになりますので支給はされます。

議長 (吉野 徹)

6番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

この「任命権者を同じくする者に限る。」という項目はどうなっていますか。

議長 (吉野 徹)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

「任命権者が同じことに限る。」というのは、任命権者につきましては、町長であつたり教育長であつたりありますので、これは職名でございますので、人が変わってもそこは同じということで御理解ください。 — (筒井議員「はい。分かりました。」の声あり。) —

議長 (吉野 徹)

5番、桑原義信議員。

(5番) 桑原義信

この会計年度任用職員は、職種によって違いますが、資格があつて正規の職員と同じ仕事をやっても正規の職員になれない。永久的にその道が閉ざされる制度ではないのでしょうか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

職員採用につきましては、年齢等によりまして毎年募集してございます。それで該当するかたにつきましては、随時、会計年度任用職員から職員採用ということをしていただいかまいませんし、基本は会計年度ということなので1年度単位ということになりますので、永久にずっとということではないと考えております。

議長（吉野 徹）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

同一労働同一賃金と聞こえの良いようなことを言われますが、実際に同じ仕事をしていても、保育士さんとも何人かお会いして話を聞いたのですが、本当に大変ななかで資格があっても同じ仕事をやっても、これだけ違うのだという話を伺っております。正職員と会計年度任用職員の場合、今説明があったように給与の上がり方が会計年度任用職員は号給が一つずつしか上がらないということなのですが、正職員は4号給か幾つだか上がるのですよね。そういった意味でも、同じ仕事をしていながらも格差がどんどん広がっていくという。本当に臨時の人たちは、仕事も疲れるし、本当に精一杯やっていて、本当に賃金が安いという話をされておりました。その点については、どうでしょうか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

賃金の関係でございます。今年度までですけれども、昇給制度というものはございませんでした。新年度から、この会計年度任用職員になることによって毎年昇給制度がございますので、そういうなかでは、少しずつではございますけれども、給料は上がっていくということで考えてございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（吉野 徹）

議案第50号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第50号について採決いたします。

議案第50号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 51 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 51 号について採決いたします。

議案第 51 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 11

議案第 52 号 令和元年度津南町一般会計補正予算（第 7 号）

#### 日 程 第 12

議案第 53 号 令和元年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

#### 日 程 第 13

議案第 54 号 令和元年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

#### 日 程 第 14

議案第 55 号 令和元年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

#### 日 程 第 15

議案第 56 号 令和元年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

#### 日 程 第 16

議案第 57 号 令和元年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（吉野 徹）

議案第 52 号から議案第 57 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 52 号から議案第 57 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計において、本年度人事院勧告、新潟県人事委員会勧告及び 4 月の人事異動等に伴う人件費補正をさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。各会計の最後に給与費明細書が添付されていますので御覧ください。

総務課関係では、歳入で、地方創生推進交付金の増、被災住宅復旧事業補助金の増、ふるさと支

援まちづくり寄附金の増、繰越金の増、緊急自然災害防止対策事業債及び農業用施設災害復旧事業債の増。歳出で、普通旅費の増、損害賠償金の増、防災行政無線非常用発電機、有償運送車両修繕料の増、電算処理委託料、電算機使用料の増、ふるさと支援まちづくり基金積立金の増、ふるさと納税事務委託料、通信運搬費の増、職員健康診断委託料の増、選挙管理委員会委員報酬、費用弁償の増、明るい選挙推進協議会委員報償費の増、津南町議会議員一般選挙選挙長、選挙立会人報酬の増、被災者生活再建支援制度補助金の増などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、国民健康保険基盤安定負担金の増、重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、後期高齢者医療広域連合特別対策補助金の増。歳出で、ひとり親家庭等医療費の増、国民健康保険特別会計繰出金の増、重度心身障害者医療費の増、介護保険特別会計繰出金の増、ケアハウス津南修繕量の増、予防接種償還払いの増、人間ドック委託料の増などがございます。

地域振興課関係では、歳入で、中山間地域等直接支払交付金の増、小水力発電停止補償料の増。歳出で、中山間地域等直接支払交付金の増、農林産物販売促進補助金、家畜伝染病対策事業補助金の増、竜神の館管理作業賃金、管理委託料の増などがございます。

建設課関係では、歳入で、災害復旧事業負担金補助金の増。歳出で、林道補修工事費の増、災害復旧工事費の増などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、回線使用料負担金の増、教育費寄附金の増。歳出で、臨時保育園調理員社会保険料、賃金の減、園児バス運転員賃金の増、園児バスラッピング委託料、運行委託料の増、保育備品購入費の減、教育委員費用弁償の増、インターネット回線使用料の増、校務支援システム委託料の増、校務支援システム構築工事費の減、尾木直樹氏講演会負担金の減、上郷小学校AED 購入費の増、津南中学校暖房機修繕料の増、バス定期代の増、津南中学校生徒選奨費の増、臨時学校調理員社会保険料、賃金の増、給食センター冷温水ポンプ修繕料の増、給食センター施設工事費の減、全国大会懸垂幕作成費の増、文化センター照明修繕費の増、遺跡発掘調査、印刷製本費、通信運搬費の減、消耗品委託料の増、民俗資料館改修工事の減、農と縄文体験実習館普通旅費の増、中津川運動公園照明ランプの増などがございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、保険給付費等負担金の増、一般会計繰入金金の増、前年度繰越金の増。歳出で、国保連合会負担金の増、診療報酬審査支払手数料の増、人間ドック特定検診償還払いの増、過誤納保険料還付金の増、保険給付費等交付金償還払いの増などがございます。

介護保険特別会計では、歳入で、地域支援事業交付金の増、一般会計繰入金金の増、繰越金の増。歳出で、制度改正システム改修委託料の減、認定審査会共同設置負担金の増、短期集中型サービス事業委託料の減、生活援助サービス実施委託料の増、訪問通所介護サービス負担金の増、審査手数料の増、国庫支出金・支払基金交付金等精算償還金の増などがございます。

簡易水道特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、人件費の補正でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、地域振興課長（小島孝之）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

—（午後 0 時 35 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後 1 時 30 分）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

総務課長に 1 点でありますけれども、13 ページであります。ふるさと納税の事務委託料の 1,000 万円ということですが、例年通り推移をしているようでございますけれども、有難いことだと思っております。この 1,000 万円というのは、これで終わりなのかどうかについてお願いしたいのと、毎年、感謝デーみたいなものをやっておりますけれども、これについて実施したのかどうかについてお願いいたします。

地域振興課長でありますけれども、19 ページであります。(株)竜ヶ窪温泉の管理委託料につきまして 190 万円、賃金として 46 万 8,000 円でございますか、これを計上していただいたことに感謝させていただくところであります。まず、早い段階で再開をしたいと思っております。我々も努力をいたしますので、町としてもお願いをしたいと思っております。この管理の委託先でありますけれども、どこにされているのかということでもあります。我々、「ミニ津南未来会議」というものを何回か開いておりますので、あそこの会議をするに当たって使えないのかどうかについてお願いをさせていただきます。

教育次長についてでありますけれども、21 ページ、生徒の選奨費が 200 万円から上がっておりますが、これで足りるのかどうかであります。ついては、町民のかたから私の所に電話をいただいて、「もう 100%町のほうから出せ。」というようなことを言われました。そして、スポーツ振興基金ですか、これからも出せないのかということでありました。寄附金については、各家庭に回覧で回ったかと思っておりますけれども、一口 1,000 円でしたでしょうか。そのほか、私どもの所には一口 5,000 円というものが来まして、私は寄附できませんので、せがれが寄附をさせていただいた経過がございます。どのくらい掛かって、どのようなかたちになっているのかについてお願いいたします。

もう一つでありますけれども、調理員が辞めたということのなかで広報無線で何度も何度も言っておりますけれども、これについては、手当てができたのかどうかについて。

以上をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

ふるさと納税の関係でございます。ふるさと納税につきましては、当初予算で 5,000 万円を計上させていただきまして、今回の補正で 2,000 万円追加ということで、合計 7,000 万円の歳入を予定してございます。昨年と比べて大体似たようなペースで今は増えている最中なのですが、今後も引

き続き是非寄附いただきながら、昨年並みの数字にしていいただければ非常に有難いと考えております。

感謝デーについてなのですけれども、昨年はいきませんで、今年も今のところ行う予定は特にありません。2年ほどやったかと思うのですけれども、現在は、取りあえず行う予定はございません。以上でございます。

議長（吉野 徹）  
地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

（株）竜ヶ窪温泉の管理委託先なのですけれども、まだ会社がありますので、委託先は、会社のほうに委託をさせていただきたいと思っております。委託料についても、（株）竜ヶ窪温泉のほうに支払いをさせていただきます。使用なのですけれども、あそこで今使っている地域おこし協力隊の小山さんもいらっしゃいますので、小山さんも鍵を持っていたり、うちのほうも一応預かっていますし、あとは取締役さんのほうでも預かっていると聞いています。もし、使うときがあれば、地域振興課に連絡していただければ、またその辺は段取りを取りますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）  
教育次長。

教育次長（上村栄一）

まず、生徒選奨費の御質問でございます。201万1,000円に加えまして、宿泊費が6泊で1泊2,000円で1万2,000円の、ユニフォーム代が8,000円でございます。生徒1人当たりの負担金額が2万円となっております。9名でございますので18万円を御負担いただくということでございます。合計しますと、220万円ほどの経費になるわけですが、10%ほど御負担をいただきたいところで、お願いをしているところでございます。

それから、わかば保育園の調理員の採用につきましては、津南町の給食センターの正規職員をわかば保育園のほうに12月1日付けで人事異動を発令しております。

議長（吉野 徹）  
12番、草津進議員。

（12番）草津 進

（株）竜ヶ窪温泉の関係でありますけれども、町からこういうふうなかたちを取っていただいたものですから、私どもはしっかりとさせていただくことをお約束いたします。そういった意味では、何回か会議をもちたいと思います。今ほど鍵については承知をいただきましたので、がんばらせていただきます。

あと、もう1点でありますけれども、11月の補正で修理の関係があったかと思っております。約二、三十万円でしたけれども、これはどうなったかについて、お願いいたします。

教育次長にであります。個人の負担があるということでもありますけれども、そのほか町民のかた

から寄附等々頂いたものは、どこにどうやって充てていくのか。個人負担というのは、非常にあれだけががんばった生徒がかわいそうなのかなと思いますので、もう一度お願いいたします。

議長（吉野 徹）  
地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

11月の補正の屋根の台風被害の修繕ですけれども、雪降り前にする予定で進めておったのですが、業者のほうなかなか雪降り前に作業ができないということで、今現在は応急処置で終わってございます。もう冬期間で、なかなか足場等を組んで作業ができないということで、雪が少なくなった3月中に屋根の修繕のほうはさせていただきたいということで、業者とは今、段取りを組んでいるところでございます。

議長（吉野 徹）  
教育次長。

教育次長（上村栄一）

草津議員より御意見ありがとうございました。また今後、中学校のほうと協議を進めてまいりたいと思っております。

議長（吉野 徹）  
13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

2点だけお伺いいたします。1点は、総務課長だと思います。1点は、建設課長だと思います。

1点は、各課でいろいろ人件費の補正をほとんどの課がやっておるわけですけれども、これを総括すると、多分25ページの一般職総括というところ、これを見ますと約1,600万円減額補正になっているわけですね。これを見ると、「異動など」というふうなコメントが書いてあります。この一千数百万円の人件費減は、退職とかそういうものもあつたのかもしれませんけれども、異動でどうしてこのくらいの減額の人件費の補正が出るのか教えていただきたい。

もう1点は建設課長ですけれども、上水道とか下水道、あるいは農業集落排水事業、10月から消費税が上がっているわけですけれども、この辺、予算化されているのかどうか分かりませんが、収入にどう影響して、支出にどう影響するのか。トータルでも良いですけれども、上水道・下水道別にお分かりでしたら教えていただきたい。

この2点です。

議長（吉野 徹）  
総務課長。

総務課長（村山詳吾）

給与費の減額の関係なのですけれども、現在、女性職員で育児休業を取っている職員がここ数年非常に多ございまして、その関係で給与につきましては支給されていないという、そういう職員がございまして、その分を積算すると、このような金額になるということございまして。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

上水道・下水道、検針も年に何回かやられております。10月、これから冬期間については、各方面の平均の見立ての水量ということで取っております。消費税につきましては、10月までの精算は終わっていて、10月からの使用料については、当然2%増の見込みで請求が行くかと思っております。それにつきましては、3月のほうで見て、補正をしたいと思っております。

議長（吉野 徹）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

総務課長のは抽象的で、「育児休業を取ったかたは相当数います。」という話なのですが、1,600万円の育児休業を取った人というのは、大体4人くらい少なくともいるという勘定ですか。

それと、建設課長、支出のほうは別に問題ないのですか。行政で払ったりする、いわゆる消費税10%。2%上がったわけですけれども。

その二つを。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

総額で1,600万円ほどでございますが、給料で1,200万円くらいでございますので、ちょっと細かい数字は確認はしていないのですけれども、大体3人くらいかなと想定してございます。当初予算では、育児休業をなしということで計上してございましたので、その分が減額とこの表ではなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

消費税に伴う支出につきましては、当初予算で今は足りておるということございまして。必要になれば、また次のほうで上げたいと考えております。

議長（吉野 徹）

10 番、恩田稔議員。

（10 番）恩田 稔

地域振興課長に 2 点、お願いいたします。

18 ページの畜産業費なのですが、9 農場、これはそれぞれいろんな環境によって多分対策も違うと思うのですが、全て提出されて、3 月までに工事をするのかどうかというのが 1 点。

それと、すぐ下の小水力の財源変更が支出のほうにもあるのですが、これをもう少し詳しく説明していただけますか。お願いします。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

まず、家畜伝染病対策の関係でございます。地域振興課のほうで 9 農場の皆さんに個別にいろいろ調査とか聞き取りをさせていただきまして、今現在のところ 9 農場のうち 7 農場で、国の該当するこの侵入防止柵と出入りする所の可動柵について設置を考えているということで、いろいろ見積り等を取りながら、今現在の状況で試算して、今回計上をさせていただいております。取りあえず、そちらのほうに向かう農場のかたについては、国のほうから 1m 当たり 1 万 5,000 円の事業費に対して 2 分の 1 補助が出るという状況になってございます。その可動柵については、1m 当たり 4 万円に対して 2 分の 1 の補助が出るということです。それに対して補助残がありますので、（事業費の）10 分の 4 を町でみて、農業者のかたについては、いわゆる 1 万 5,000 円の場合だと、その 10% が個人負担、農場負担という状況で今回整備を考えてございます。町の負担分につきましては、特別交付税で対応されるということで聞いてございます。事業のほうなのですが、既にもう雪が降る状況になってございまして、この雪が降るなかで農場の周りに設置するというのは、なかなか困難という状況でございます。また、業者のほうもなかなか資材がすぐには来ないという話も聞いております。今回、補正で上げさせていただきましたが、実際に工事に入るのは来年度になると思います。ですので、今回、補正で上げた分については、繰越対応で来年度の工事とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それともう一つ、小水力発電の関係でございます。小水力発電につきましては、雑水山第一発電所というのが新潟県土地改良事業団体連合会さんのほうで平成 22 年に設置した発電機がありまして、それが太田新田にございます。その稼働がなかなかうまくいかないということで、ごみの問題等ありまして、このたび新潟県土地改良事業団体連合会のかたのほうで撤収したいという話がありました。うちのほうで設置しました第二発電所というのが下流のほうにあるものですから、その機械を撤収するに当たり水を止めなければいけないということで、その水を止める期間も 10 月 18 日から 22 日の五日間止め、その間の売電の補償料ということで、今回 12 万 5,000 円を新潟県土地改良事業団体連合会のほうから頂くことになりまして、補償料で上げさせていただいたということでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

10 番、恩田稔議員。

（10 番）恩田 稔

柵の件ですけれど、多分、冬できなくて来年になるではないかと思ったのですけれど、これは今上げるというのは、やっぱり補助金とかの関係で今上げなくてはならない、そういったことでよろしいのでしょうか。

議長（吉野 徹）

地域振興課長。

地域振興課長（小島孝之）

議員の言われるとおり特別交付税対応にするには、今年度予算で上げなくてはいけないということで財政のほうから言われましたので、今回、補正予算で上げさせていただいております。 —（恩田議員「はい。ありがとうございます。」の声あり。）—

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

福祉保健課長にお伺いしたいのですが、一般会計の 15 ページ目です。社会福祉総務費並びに障害者福祉費の扶助費ですね。先ほど御説明のなかでは、予算不足が見込まれるというような表現だったかと思うのですけれども、補正にしてはそれぞれ額が大変大きいものだと思います。そういったなかで、当初予算の見込みが甘かったのか、あるいは該当する人が増えたのか、あるいは大変な重病が発生したのか、その辺を教えてください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

二つの医療費助成、ひとり親家庭の医療助成と重度心身障害者の医療費助成がございます。若干理由が異なるようなところもございますので、分けてお話させていただきたいと思います。

ひとり親家庭の医療費助成につきましては、対象となるかたが、ひとり親のかたのお子様と擁護していらっしゃる親ということになりますので、親の世代も比較的若くて、あまりお医者さんに掛からないような世代ということが結構多い、いわゆる一番医療費の掛からないような世代ということが多いです。お子様についても、通常の子どもの医療費助成ですと生まれてすぐの乳児から対象にするのですけれども、どちらかという、ひとり親になるとなるとなると少し年齢が上がってからのところが多くて、いずれのお子さんにつきましても親の世代につきましても、比較的医療費が安定した世代ということで、今までそんなに大きなものはなかったのですけれども、今たま

たまちょうど入院が続いているというかたがいらっしゃいまして、そこの部分が結構医療費として大きな負担が出てきたというところがございます。特に対象となるかたは増えたというところではなくて、そういったかたがいらっしゃるので、今年度増えているというところがございます。

重度心身障害者の医療費助成でございますけれども、これにつきましても対象となるかたが特に増えたというところではないのです。実際のそのものの本当の対象となるかたは結構人数が多くて、年の変動というのも医療費につきましてもどうしても。例えば新型インフルエンザが来たとか、そういうところではなくても私どものような小さな市町村ですと、ここもそうですけれども、医療費の変動というのは出てくる所がございます。今年、本当に状況を見ながら、何が変動なのだろうというところまで見ているのですけれども、特別これがというような目立った要因はないのですが、総額の中で不足してくる所が見込まれましたので、今回補正を上げさせていただいたところです。私どももこの推移をもうちょっとよく見守っていきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

分かりました。先ほど、両方言えばよかったですのですけれど、あともう1点、介護保険のほうです。8ページで介護予防生活支援サービス事業の中の短期集中型サービス事業委託料が30万円減額、これは先ほど、リハビリ職員が退職されたということで減額になったと説明を受けたのですが、御承知のように介護予防というのは、これから国もかなり力を入れていかなければならないという状況のなかで、予算を減額する前にあの手この手、例えば仮に津南病院のリハビリの協力をいただくとかという、そういった努力の経過はあったのでしょうか。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

議員のお話のとおり、非常にこういった部分に力を入れていかなければいけないということで、私どももなんとかして事業を継続したいということで考えていたところです。退職されたのが分かったのが新年度に入ってからという状況でございます、その後、そのほかの事業者の皆様ともこういった事業をできないかということで御相談をさせていただいたのですけれども、介護の事業者さん、皆どこの施設も非常に職員不足が続いているような状況がございました。なかなか急に新たな事業に取り組むというところが、どうしても職員の体制が取りにくいところがあったということで、私どもとしても本当はこれをやりたかったところだったのですけれども、今年度につきましても、やれる見込みが立たなかったということで次年度以降に、新年度についても、なんとか良い方向ができないかということで研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉野 徹）

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

今の御説明をいただいて理解はできるのですが、新年度、なんとしてもこの事業を進めていかなければいけないと思いますので、津南病院の協力をいただいたりしながら続けていただきたいと思います。

終わります。

議長 (吉野 徹)

11番、栗原洋子議員。

(11番) 栗原洋子

18ページですね。雪下になじんの協議会というお話がありましたね。そこでパンフレットやポスターを作るということですが、この協議会のメンバーは何名くらい携わっているのかお聞かせください。

教育委員会のほうでは、16ページの園児バスなのですけれど、聞き漏らしてしまって、園児バス運転員の賃金と代替の運転員の委託料が出ていますが、この辺をもうちょっと詳しく教えてもらえますか。お願いします。

議長 (吉野 徹)

地域振興課長。

地域振興課長 (小島孝之)

雪下になじん協議会のメンバーになりますけれども、農協さん、雪下になじんを集荷して販売している業者のかたをメンバーとしてございます。町も入っていますが、農協さんと、町内で言うと「有フジミヤ」さん、「有大地」さんが今のところ入ってございます。それだけではなくて、場合によっては個人で販売するかたもいると思いますので、そういったかたも皆さんに声を掛けながら、協議会のメンバーになっていただいて、このGIを取った雪下になじんの販売PRをしていきたいと思っております。

議長 (吉野 徹)

教育次長。

教育次長 (上村栄一)

園児バスの運転員の賃金についてお尋ねでございます。3月で15日間計上しております、1日4時間の計算でございます。それから、運行委託料につきましては、民間業者、3日間の費用を計上しております。

以上です。

議長 (吉野 徹)

11番、栗原洋子議員。

(11 番) 栗原洋子

雪下になじんの協議会ですが、せっかくポスターを作ったり経費を掛けるのでありますので、是非、都会のほうに。雪下になじんを知らない所がいっぱいありますので、せっかく GI を取ったのであれば、本当にこの近辺ではなくて、都会のほうで是非啓発をしていただきたいと思います。

議長 (吉野 徹)

地域振興課長。

地域振興課長 (小島孝之)

御提案ありがとうございます。今のところまだ確定ではないのですが、この協議会で来春、都会のほうで PR 活動をしたいということで今話が出ております。まだどこに行くかとか、どうかたちですかというのは決まっていますが、そういった PR 活動もこの協議会でしていく方向で考えております。

議長 (吉野 徹)

5 番、桑原義信議員。

(5 番) 桑原義信

教育次長にお願いします。先ほど、はっきり聞き取れなかったのですが、22 ページの民俗資料館の件です。屋根雪下ろしの雪の落下の保護あるいは防護は、今年度中は無理だということなのですが、見通しとしてはいつ頃に。それから、どんな方法で考えているのか、お聞かせ願いたいのですが。

議長 (吉野 徹)

教育次長。

教育次長 (上村栄一)

見通しについてなのですが、屋根をどうするかという一つ大きな問題があります。民俗資料館の屋根をどうするかという問題について、来年度予算で一応計上するようなかたちで査定を進めております。今後の動きについては不透明なので、申し上げることができませんが、屋根とセットで来年度なんとかしたいという思いはございます。

議長 (吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長 (吉野 徹)

議案第 52 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 52 号について採決いたします。

議案第 52 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

— (起立 11 名、非起立 1 名) —

賛成多数です。よって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉野 徹)

議案第 53 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 53 号について採決いたします。

議案第 53 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉野 徹)

議案第 54 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 54 号について採決いたします。

議案第 54 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉野 徹)

議案第 55 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 55 号について採決いたします。

議案第 55 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉野 徹)

議案第 56 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 56 号について採決いたします。

議案第 56 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉野 徹)

議案第 57 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 57 号について採決いたします。

議案第 57 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 17

### 選挙第6号 津南町選挙管理委員会委員の選挙

議長（吉野 徹）

選挙第6号津南町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

津南町選挙管理委員会委員に、半戸敬二さん、丸山政友さん、高橋紀久郎さん、駒形和貴さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者を津南町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり津南町選挙管理委員会委員に、半戸敬二さん、丸山政友さん、高橋紀久郎さん、駒形和貴さんがそれぞれ当選されました。

## 日 程 第 18

### 選挙第7号 津南町選挙管理委員会委員補充員の選挙

議長（吉野 徹）

選挙第7号津南町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

津南町選挙管理委員会委員補充員に、第1順位者に津端厚子さん、第2順位者に涌井隆夫さん、第3順位者に大塚与四次さん、第4順位者に福原浩太郎さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者を津南町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり津南町選挙管理委員会委員補充員に、第1順位者に津端厚子さん、第2順位者に涌井隆夫さん、第3順位者に大塚与四次さん、第4順位者に福原浩太郎さんがそれぞれ当選されました。

## 日 程 第 19

### 発議案第4号 議会広報特別委員会の設置について

議長（吉野 徹）

発議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長（筒井秀樹）

議会広報特別委員会の設置につきまして、議会運営委員会で協議をいたしました。皆様のお手元に配布のとおり提案させていただきますので、御賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第4号について採決いたします。

発議案第4号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

引き続き議会広報特別委員の選任を行います。

特別委員の選任については、津南町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員に、1番、滝沢元一郎議員、2番、小木曾茂子議員、3番、久保田等議員、4番、関谷一男議員、11番、栞原洋子議員、13番、風巻光明議員、以上の6名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員にただいま指名いたしました6名の議員を選任することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

これより休憩を取りますので、議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いします。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選に関する職務は年長委員が行うことになっていきますので申し添えます。

委員会の会場は、議長室とします。

暫時休憩します。

—（午後2時08分）—

—（休憩）—

会議を再開します。

—（午後2時17分）—

議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

議会広報特別委員長に13番、風巻光明議員、同副委員長に11番、栗原洋子議員が互選されました。

## 日 程 第 20

### 請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

議長（吉野 徹）

請願第4号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

それでは、請願について御説明いたします。

去る11月22日に新潟県教職員組合魚沼支部の執行委員長並びに紹介議員により「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書」を受理いたしました。本請願の趣旨は、事前に配布してありますとおりでございますが、大まかには、少人数学級を推進することで、子どもたち一人一人にきめ細やかな指導や学びの質を高めることを目的としております。二つ目には、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために義務教育費国庫負担制度の国負担割合を現在の3分の1のところを2分の1に復元するというものであります。2分の1に復元という表現になっておりますが、この国負担割合が平成17年度までは2分の1でありましたが、その後、3分の1に減額されてきている状況であります。それをなんとか2分の1に戻したいというものであります。

続いて、12月12日に行いました総文福祉常任委員会による審査を御報告いたします。総文福祉常任委員会では、全員賛成で本請願は採択といたしました。

以上でございます。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第4号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第4号について採決いたします。

請願第4号に対する委員長報告は、採択です。請願第4号について、委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

## 日 程 第 21

### 発議案第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第5号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

ただいまは、「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書」を採択いただきまして、ありがとうございました。

引き続き、同項に関わる意見書を政府に提出したいと思っておりますので、皆様の御賛同をお願いいたします。なお、提出先につきましては、内閣総理大臣安倍晋三様、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣の5名のかたに提出したいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第5号について採決いたします。

発議案第5号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

## 日 程 第 22

### 請願第5号 免税軽油制度の継続を求める請願書

議長（吉野 徹）

請願第5号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

それでは、請願書が付託されましたので、その結果について御報告を申し上げます。

「免税軽油制度の継続を求める請願書」ということで、令和元年12月2日、この請願書が提出されました。提出者は、北陸信越山岳観光索道協会新潟地区部会部会長峠重幸様でございます。紹介議員は、久保田議員であります。

この請願につきましては、各スキー場の様々な除雪関係、また、ゲレンデの整備をするという、特に豪雪地帯においてスキー場のこうした整備に当たりまして、大変軽油の免税が役に立っております。今年の3月で一旦はこの特例が切れるということになっております。そこで、この継続を訴えて、スキー産業の活性化に寄与したいという請願であります。

産業建設常任委員会では、この件について全員賛成で採択することに決定いたしましたので御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第5号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第5号について採決いたします。

請願第5号に対する委員長報告は採択です。請願第5号について委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

## 日 程 第 23

### 発議案第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第6号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

全員のかたから御賛成をいただきました。ありがとうございました。

それでは、免税軽油制度の継続を求める意見書の提出ということで発議をさせていただきます。提出者、私、滝沢元一郎。賛成者、久保田議員、関谷議員、桑原議員、筒井議員、恩田議員。

1枚めくっていただきまして、内容は、そこに掲げたとおりでございます。提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣となっております。

なお、今日の農業新聞ですけれども、農業用A重油、軽油に対する石油石炭税の免税の特例3年延長については、何かこれが延長されるような記事が載っておりましたので、付け加えさせていた

だきます。

以上であります。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第6号について採決いたします。

発議案第6号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 24

### 発議案第7号 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議について

議長（吉野 徹）

発議案第7号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

「天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議について」でございます。

この件につきましては、天皇陛下御即位新潟県奉祝委員会会長より要請があったものでございます。内容につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、決議をいただきたくお願いをいたします。

それでは、決議内容を朗読させていただきます。

「天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議 賀詞 天皇陛下におかせられましたは 風薫る良き日に御即位なされましたことは慶賀に堪えないところであります 天皇皇后両陛下が御清祥であられ 令和の時代が世界の平和と我が国の繁栄をもたらすものとなりますよう心からお祈り申し上げます ここに津南町議会は 町民を代表して 謹んで慶祝の意を表します 令和元年12月13日 津南町議会」

以上でございます。御賛同をお願いします。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第7号について採決いたします。

発議案第7号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、発議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 25 議員派遣の件について

議長（吉野 徹）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにいたしたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定しました。

## 日 程 第 26 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（吉野 徹）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

各委員長等から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布したとおり閉会中の継続調査・審  
査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長等からの申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付するこ  
とに決定しました。

議長（吉野 徹）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

新しい議会の体制となりまして初めての定例会、大変お疲れさまでした。今年は、大変暑い夏が  
長く、そして、早秋の雨が災害になるなど、気象変動を肌で感じた 1 年となりました。特に台風 19  
号による水害では、あれだけの災害規模にもかかわらず皆様のおかげで人命救助ができましたこと、  
大変有難く、また、協力いただきましたことに感謝申し上げます。特に私は、津南町消防団、地区  
振興協議会の皆様、ボランティアの皆様、そして職員、本当に心強く感じました。チームになって、  
本当に有難く、感謝申し上げるばかりでございます。加えて、議員の皆様には、早期の見守り活動、

避難の見守り、避難の誘導支援、避難所での調整、リーダーシップ、果たしていただきましたこと、本当に助かりました。少し落ち着きまして、地域のかたから「地元議員が避難所にいるとこないでは、安心感が全然違う。本当に有難かった。」というお話をいただきました。議員の皆様それぞれをお伝えしたいと思っております。また、議会の新しくなる体制の前でしたので、前議長には、災害対策本部の会議のたびにそばに付いていただき、全ての会議が終わりました後に、関係機関や私どもも身の引き締まるほどの重い言葉を頂戴しました。本当に心強かったです。ありがとうございました。

さて、豆や蕎麦を挟んで引く作業を「臼をひく」と言いますが、臼は、上側だけ下側だけではひくことはできません。上側も下側も一緒になって初めて仕事ができる、初めて成果が出る共同作業であることは申すまでもございませぬが、ひき臼も下側も上側も同じように熱意をもってするというイギリスのことわざのとおり、私たちも全体の町民のため、未来に向けて新しい議会の体制の御指導をいただきながら、火の玉になってまい進していく覚悟でございます。どうか議員の皆様には、町民の皆様引き続き寄り添っていただき、また、将来の津南町も見据えていただくなかで、御議論、御判断、活発な御活動を引き続きいただければと思っております。今年一年、様々なことがございました。大きな御指導、また、私にとりましても大きな経験をさせていただきましたことに心より感謝を申し上げます。感謝ばかりしかございませぬ。これからも、たとえ吹雪がございまして、しがみついでいきますことをお誓い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本一年、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

議長（吉野 徹）

これにて令和元年第4回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後2時39分）—